

国民健康保険税 令和8年度

保険税率等

	算定の基礎	医療分	支援金分	介護分 (40~64歳)	子ども分
所得割	前年中（令和7年1月から 12月まで）の 「課税総所得金額※」	8.16%	2.77%	2.38%	0.25%
均等割	国保に加入している 「被保険者数」	49,500円	16,700円	16,800円	1,620円※

※ 「課税総所得金額」… 加入者それぞれの総所得金額から基礎控除額（43万円 ※合計所得金額が2400万円を超える場合は、基礎控除額が変わります）を控除した後の金額

※ 子ども分の均等割1,620円は、18歳到達年度までの加入者についてはかかりません。

保険税の決め方

課税総所得金額 _____ 円

医療分

所得割	課税総所得金額	×	8.16%	=	円	賦課限度額 66万円
均等割	加入者数	×	49,500円	=	円	
合計					円	… (A)

支援金分

所得割	課税総所得金額	×	2.77%	=	円	賦課限度額 26万円
均等割	加入者数	×	16,700円	=	円	
合計					円	… (B)

介護分（40~64歳のみ）

所得割	課税総所得金額	×	2.38%	=	円	賦課限度額 17万円
均等割	加入者数	×	16,800円	=	円	
合計					円	… (C)

子ども分（19歳到達年度以降）

所得割	課税総所得金額	×	0.25%	=	円	賦課限度額 3万円
均等割	加入者数	×	1,620円	=	円	
合計					円	… (D)

年税額 = 医療分(A) + 支援金分(B) + 介護分(C) + 子ども分(D)

※ 年度途中で加入または脱退があった人の分は、月割りで計算します。

● **納付は、被保険者となった月の分から**

被保険者となる月とは、以前加入していた健康保険を抜けたとき、あるいは転入したときの月です。「加入手続きをした月」ではありません。

● **納付の義務は、世帯主にあります**

世帯単位で加入する健康保険では、世帯主が国保の被保険者ではない場合でも、保険税納付の義務者は世帯主となります。ただし、税額は国保の被保険者のみで計算されます。

● **年度の途中で所得や被保険者の人数に変更が生じた場合、税額の更正通知を送付します。**

● **低所得者均等割軽減、未就学児均等割軽減により均等割額が軽減される場合があります。**

保険税の納め方

① **普通徴収（口座振替や納付書での納付）**

年8回の納期があり、**口座振替**または**納付書**で納めていただきます。保険税の納付は、納め忘れのない**口座振替（自動払込み）**が原則です。口座振替日は納期限と同日となります。

口座振替の申し込み

①預金通帳、②通帳の届出印、③納入通知書を持参し、金融機関もしくは市役所収税課でお手続きください。

ただし、ゆうちょ銀行をご希望の方は、ゆうちょ銀行の窓口のみでの手続きができます。

口座振替の開始は、申込月の翌月末以降となります。

納付書で納めた場合の領収書は、国民健康保険税を納めた証拠となるため、5年間大切に保管してください。

	期別	納期限
4月		
5月		
6月		
7月	1期	7月31日
8月	2期	9月1日
9月	3期	9月30日
10月	4期	11月2日
11月	5期	11月30日
12月	6期	12月25日
1月	7期	2月1日
2月	8期	3月1日
3月		

② **特別徴収（年金からの天引き）**

次のすべてに該当する方は、支給される年金から保険税を差し引いて納めていただきます。

- ・ 世帯主が国民健康保険の加入者であること
- ・ 同一世帯内の全ての被保険者が65歳以上75歳未満であること
- ・ 世帯主が特別徴収の対象となる公的年金を年額18万円以上受給していること
- ・ 世帯主の介護保険料が公的年金から特別徴収されていること
- ・ 支給1回につき天引きされる国民健康保険税と介護保険料の合計額が、特別徴収対象となる公的年金受給額の2分の1を超えないこと

期別	
4月	仮徴収
6月	〃
8月	〃
10月	本徴収
12月	〃
2月	〃

仮徴収（4・6・8月）… 前年の所得が確定して、年税額が確定するまでの間、前年度の税額を基に算定した仮の金額が徴収されます。

本徴収（10・12・2月）… 7月に送付する納入通知書により確定した国民健康保険の年税額から、仮徴収分（4・6・8月分）を差し引いた残りの税額が徴収されます。